

蒲契第41－3号
令和7年8月4日

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第7項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

記

- 1 指名停止理由
本市発注案件に関して、落札決定後辞退したため。
- 2 指名停止業者
蒲郡石油業協同組合
理事長 伊藤 徳郎
蒲郡市港町18－23
- 3 指名停止期間
2か月 令和7年8月5日 から 令和7年10月4日 まで